



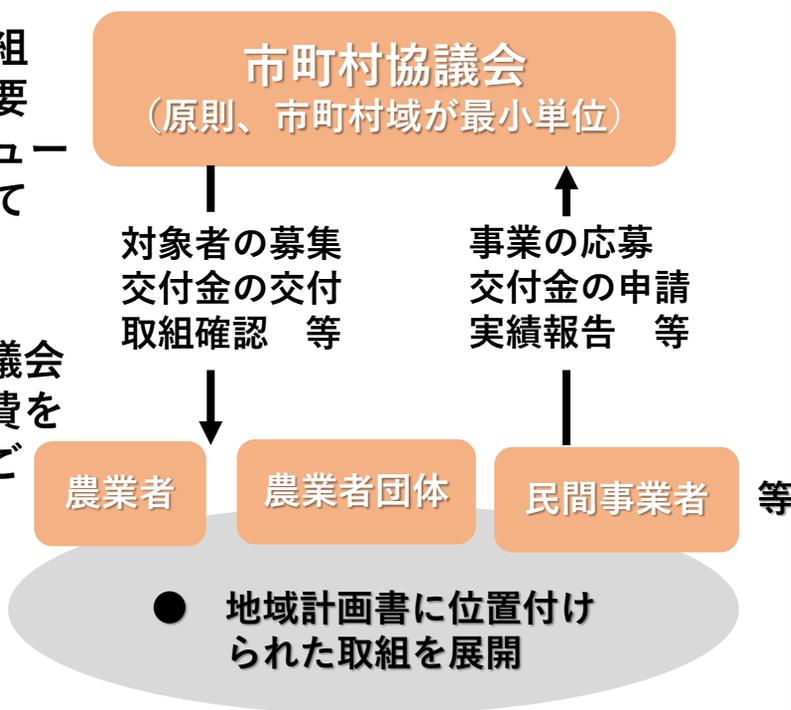
化学肥料低減定着支援のごあんない

～化学肥料の低減を進める『地域の取組』を支援します～

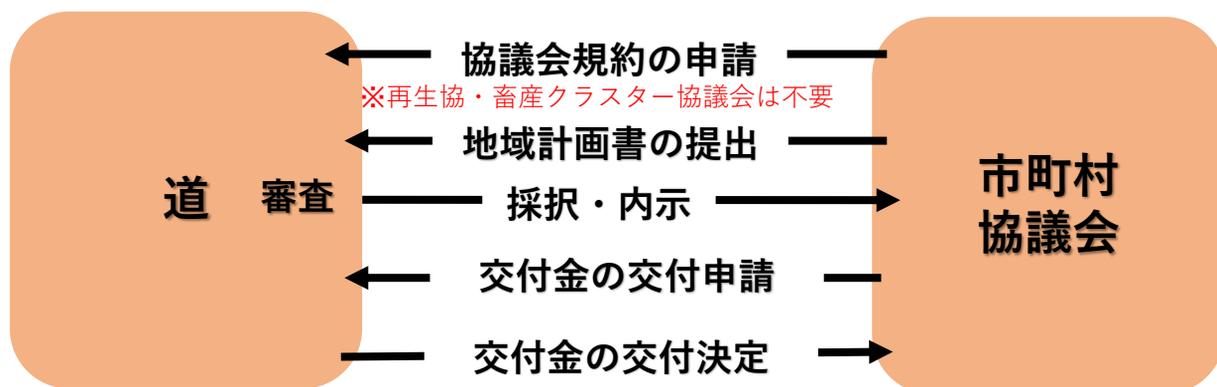
農家の皆様の化学肥料の低減に向けた『地域の取組』を支援する追加対策を実施します。

支援のポイント

- ✓ 化学肥料の低減を進める『地域の取組』に対して、交付金を交付します。
- ✓ 『地域の取組』（取組内容、対象等）は実施要領に示された取組メニューから地域の状況に応じて設定可能です。
- ✓ 採択された市町村協議会には、取組に必要な経費を交付（上限額は各取組ごとに設定。）します。



事業実施までの主な手続き



「地域計画書」について

市町村協議会には化学肥料低減定着支援事業に当たり地域の状況に応じて実施する取組内容等を定めた「地域計画書」を作成いただきます。

「地域計画書」とは...



- ✓ 「化学肥料の低減に向けた取組」の定着を図るための地域の取組内容等を明らかにした計画です。各取組の上限にあわせて、支援することができます。
- ✓ 取組ごとに、次の事項を記載した個票を作成していただきます。（個票を複数作成することもできます。）

■地域計画書（個票）に位置付ける主な内容

- ・ 取組内容
- ・ 取組予定面積
- ・ 交付単価
- ・ 所要額
- ・ 取組の確認方法

- ✓ あらかじめ道で示した次の「基本的な取組」を設定することにより、複数取り組むことができます。

■「基本的な取組」一覧

	(取組の名称)	(支援単価等)
1	土壌診断の推進支援	土壌診断費用の1/2以内
2	土壌分析体制の強化	分析機器本体及び分析資材の価格の1/2以内
3	堆肥等の新規購入支援	5,000円以内/10a
4	堆肥等の運送及び散布支援	4,000円以内/10a
5	堆肥等の散布機械の購入支援	散布機械の価格の1/2以内
6	緑肥種子の新規購入支援	対象種子価格の1/2以内

※ 要望額が予算に比して上回る場合は、調整する場合あり。

★各事業毎に補助上限を設定しております★

	(取組の名称)	(補助上限)
1	土壌診断の推進支援	1 協議会あたり11,000,000円まで
2	土壌分析体制の強化	1 協議会あたり分析機器本体の購入は1台まで
3	堆肥等の新規購入支援	1 経営体あたり散布面積の上限は1haまで
4	堆肥等の運送及び散布支援	1 協議会あたり22,000,000円まで
5	堆肥等の散布機械の購入支援	1 協議会あたり散布機械の購入は1台まで
6	緑肥種子の新規購入支援	1 経営体あたり散布面積の上限は1haかつ35,000円まで

事業の主な流れは、、、

- ① 要望調査【～3月上旬】
(農家等⇒市町村協議会⇒振興局)
- ② 割当内示【3月中旬】
(振興局⇒市町村協議会⇒農家等)
- ③ 補助金交付申請【～3月中下旬】
(市町村協議会⇒振興局)
- ④ 補助金交付決定等【～3月下旬】
(※繰越事務を含む)
- ⑤ 補助金概算払い【4月中旬～】
(振興局⇒市町村協議会)
- ⑥ 実績報告【取組終了】
(農家等⇒市町村協議会⇒振興局)

